

ID: 789

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	公園予定区域等における原状回復等の命令(第27条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 準用する法第27条第1項の規定による。 (監督処分) 第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者 (2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者			
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日